

2008年1月31日

ハートフォード生命、りそなグループで 変額個人年金保険の新商品を発売

ー日本初「ロールアップ年金」機能付き変額個人年金保険ー

ハートフォード生命保険株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：デイビッド N. レベンソン）は、年金支払日における被保険者の年齢に応じて受け取る年金額が増加する日本で最初の「ロールアップ年金機能」を備えた変額個人年金保険の新商品を、2008年2月1日（金）からりそな銀行および埼玉りそな銀行において、2月18日（月）から近畿大阪銀行において「年々充実」の名称で販売を開始します。

さらなる長寿化が進みインフレが想定される中、年齢とともに増える医療や介護費用、より豊かで充実した生活を送る費用など、長期化し支出の増加が予想されるセカンドライフに向けて手続資金の確保がより重要となってきています。新商品は、このようなニーズに対応し、運用成果に関わらず、年金支払開始後に被保険者の年齢に応じて年金額が自動的に増加する「ロールアップ年金」機能を日本で初めて実現しました。また、最短で契約日の1年後から一生涯にわたる年金受取を可能としました。この2つの特徴によりお客様は、年齢とともに95歳まで定期的に増える年金を生涯受け取ることが可能となり、ご存命の間、セカンドライフを経済的な不安なくお過ごしいただけます。

商品名	販売開始日	販売会社
「年々充実」	2008年2月1日	株式会社 りそな銀行 株式会社 埼玉りそな銀行
	2008年2月18日	株式会社 近畿大阪銀行
主な特徴		
<ul style="list-style-type: none"> ● 運用成果に関わらず年金支払日の被保険者の年齢（55歳以上）に応じて年金額が自動的に増加するロールアップ年金機能 ● 最短で契約日の1年後から一生涯にわたり年金を受け取れる終身年金 ● 年金受取開始後も積立金を特別勘定で運用 ● 死亡保障について一時払保険料相当額を最低保証 <p>（運用期間中は死亡保険金額を、ロールアップ年金受取開始後は年金受取累計額と死亡一時金額の合計金額を最低保証）</p>		

「年々充実」

変額個人年金保険 2007・最低保証型一時金付特別勘定終身年金（逓増率型）特約
変額個人年金保険のリスクと手数料について

変額個人年金保険は一時払保険料をファンドで運用します。ファンドの主要投資対象である投資信託は、国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が保険金額や積立金額・将来の年金額等の増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動により、積立金額・解約払戻金額は払込保険料を下回ることがあり、損失が生ずるおそれがあります。

- 変額個人年金保険は預金等ではなく、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
- 解約・一部解約をした場合や年金受取方法を変更する場合、年金の一括受取をする場合には、一時払保険料相当額の最低保証はありませんので、受取総額が一時払保険料相当額を下回ること（元本割れリスク）があります。
- 保険関係費用：ご契約の新規成立・維持等や死亡の保障等をするための費用です。ファンドによる運用中、積立金額に対して年率 2.60%の割合で積立金額から毎日控除されます。
- 運用関係費用：ファンドの運用にかかる費用です。当ファンドの投資対象である投資信託は、いわゆるファンド・オブ・ファンズであるため、当ファンドの運用にかかわる信託報酬は、投資対象である投資信託にかかる信託報酬年率 0.2205%（税抜 0.21%）と、その投資対象である他の各投資信託にかかる信託報酬年率 0.1575%～年率 0.4725%（税抜 0.15%～0.45%）を組入比率に応じて按分した信託報酬年率 0.3024%（税抜 0.288%）程度との合計年率 0.5229%（税抜 0.498%）程度の割合で信託財産から毎日控除されます。上記の信託報酬に加えて、信託事務に要する諸費用、有価証券の売買手数料および消費税等の費用がかかります。なお、これら運用関係費用は、各投資信託の組入比率や運用状況によって異なりますので、具体的な金額や計算方法を記載しておりません。また運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。
- 年金管理費（主契約による年金へ変更した場合に限りかかる費用）：主契約の年金支払の管理にかかる費用です。主契約による年金の受取期間中、年金額に対して 1%の割合で責任準備金から年金受取時に控除されます。
- 解約手数料または一括受取手数料：契約日および増額日からその日を含めて 7 年未満の解約・一部解約または年金の一括受取をした場合にかかります。契約日からの経過年数に応じて、解約控除対象額*の 7%～1%の割合で解約日の積立金額・一部解約請求額または年金の一括受取請求時積立金額から控除されます。
- * 解約控除対象額は、解約および年金の一括受取の場合は払込保険料総額、一部解約の場合は一部解約請求額と払込保険料総額のうちいずれか小さい方の金額となります。なお、過去に一部解約があった場合はその際の解約控除対象額が払込保険料総額から差し引かれます。
- ※ この商品にかかる費用は、「ファンドによる運用中の費用（「保険関係費用」）」と「ファンドによる運用中の費用（「運用関係費用」）」の合計となります。また、特定のお客さまには「解約手数料」「一括受取手数料」および「主契約による年金の年金受取期間中の費用（「年金管理費」）」がかかります。

以上

別紙 1: 変額個人年金保険「年々充実」の商品概要

別紙1 変額個人年金保険「年々充実」の商品概要

正式名称	変額個人年金保険 2007 最低保証型一時金付特別勘定終身年金(通増率型)特約							
加入年齢 (被保険者)	0歳～75歳 (満年齢)							
保険料払込方法	一時払のみ							
払込保険料	200万円～3億円 (1円単位)							
特別勘定 (ファンド)	名称：世界アセット R4 CA							
	基本配分比率 日本株式： 10% 外国株式： 30% (為替ヘッジあり) 日本債券： 40% 外国債券： 20%							
ロールアップ年金 支払期間	終身							
年金種類	最低保証型一時金付特別勘定終身年金 (通増率型)							
年金支払開始日	契約日から1年経過後の契約応当日から90歳でむかえる契約 応当日までのいずれかの契約応当日 ※年金支払開始年齢は55歳以上							
ロールアップ年金額	年金支払日の前日の基本保険金額に対して、以下の比率を乗じた金額							
	55-59歳：2.0%	70-74歳：3.5%	85-89歳：5.0%					
	60-64歳：2.5%	75-79歳：4.0%	90-94歳：5.5%					
	65-69歳：3.0%	80-84歳：4.5%	95歳以上：6.0%					
クーリング・オフ制度 (お申し込みの撤回等)	対象となる							
ファンドによる運用中 の費用	保険関係費用： 積立金額に対して年率 2.60% 運用関係費用： 投資信託の資産総額に対して年率 0.5229% (税抜 0.498%) 程度							
主契約による年金支払 期間中の費用	年金管理費： 年金額の1% (年金支払時に控除)							
解約手数料								
経過年数	1年 未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年 以上
解約控除率	7%	6%	5%	4%	3%	2%	1%	0%

* 「年々充実」は「変額個人年金保険 2007」に「最低保証型一時金付特別勘定終身年金(通増率型)特約」を付加したものです。
商品名、付加した特約ならびにファンドの内容は販売会社によって異なります。

本リリースに記載されている過去の実績は将来の実績を示すものではありません。この商品は、将来受け取る年金額や解約時の払戻金額などが特別勘定の運用実績によって変動する年金保険です。特別勘定は、投資信託を主な投資対象とし有価証券等に投資されますので、特別勘定の運用には、株価の下落や為替の変動等による投資リスクがあります。特別勘定の運用実績は積立金額に直接反映し、その損益はすべて契約者に帰属します。運用実績によっては、将来受け取る年金額や解約時の払戻金額等の総額が払込保険料総額を下回る可能性があります。この保険商品のご購入の検討にあたっては、必ず変額保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。また、税務、会計および法律に関しては、それぞれの資格を有する専門家にご相談ください。

また、本リリースには、米国 1995 年私募証券訴訟改正法(Private Securities Litigation Reform Act of 1995)において定義されている将来の見通しに関する情報が含まれています。投資家の皆様にはこのような将来の見通しに関する情報が、当社の将来の業績を保証するものではなく、また実際の業績は大きく異なる可能性があることをご了解願います。また投資家の皆様におかれましては、当該リスクおよび不確定要素は将来の当社業績に影響を及ぼす可能性があることをご理解いただきたいと思えます。このような重要なリスクおよび不確定要素には、米国証券取引法により報告が義務付けられている四半期の報告書(10-Q)や 2006 年の年次報告書(10-K)に記載されている項目が含まれます。また、当社では、本リリース発表後にその内容を更新する義務を負いません。